

ミシガン州道路交通法（チャイルドシート着用基準）改正について

令和7年4月2日施行

ミシガン州でのチャイルドシートの着用基準が変更となりました。

改正概要 : 【年齢】

- 0～2歳** チャイルドシートは後向きに装着
(※チャイルドシートメーカーが定める最大重量又は身長に達するまで)
- 2～5歳** チャイルドシートは前向きに装着
(※チャイルドシートメーカーが定める最大重量又は身長に達するまで)
- 5～8歳** ブースターシートを装着（日本でいうジュニアシート）
(※8歳又は身長4フィート9インチ(約140cm)に達するまで)
チャイルドシート又はブースターシートの着用が義務
- 13歳未満** 後部座席でシートベルトを着用
(※身長4フィート9インチ以上の子供)

【乗車位置】

- 4歳未満** 後部座席にチャイルドシートを着用して乗車
後部座席がすべて4歳未満の子供で占められている場合のみ、前部座席にチャイルドシートを装着して乗車可能
後向きに装着するチャイルドシートは、エアバックがオフになっている場合のみ前部座席に装着可能

※罰則規定あり

詳しくは、下記リンク先のミシガン州警察ホームページ及び同警察配布の広報チラシを御確認ください。ミシガン州にお住まいの方だけでなく、オハイオ州からミシガン州へ車でお越しになられる予定の在留邦人の方も御注意ください。

ミシガン州警察ホームページ

<https://www.michigan.gov/msp/divisions/ohsp/child-passenger-safety>

ミシガン州警察発行の広報チラシ

https://www.michigan.gov/msp/-/media/Project/WebSites/msp/ohsp/2025-March/PDFs/Child-Passenger-Safety-Law-Updates-Flyer_2025.pdf?rev=e59a8d7655fe420c9f8600a7e541fee8&hash=C17C2B71B779C6964D70F

40B495BEDFC